



市 章

大津市公報

令 和 7 年 12 月 26 日
号 外 (第 73 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 企業局管理規程

22	大津市企業局文書取扱規程の一部改正	1
23	大津市企業局職員の時差勤務に関する規程の一部改正	1
24	大津市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正	2
25	大津市簡易内管施工登録店規程の一部改正	2
26	大津市指定ガス工事店規程の一部改正	3

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第22号

大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第36条の見出しを「(押印等)」に改め、同条第1項中「発信する文書」の次に「(電磁的記録により作成されるものを除く。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、公印を押す必要がないと公営企業管理者が認める事由があるときは、この限りでない。

第36条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 発信する文書（電磁的記録により作成されるものに限る。）が前項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を付するものとする。ただし、当該文書の真正性を確認するための措置として公営企業管理者が適当と認める措置を講ずるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、令和8年1月5日から施行する。

大津市企業局管理規程第23号

大津市企業局職員の時差勤務に関する規程（平成30年企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第2条中「より割り振られた勤務時間に」を「基づき、職員がこの規程に定めるところにより割り振られた勤務時間において」に改める。

第3条の見出しを「(時差勤務の類型等)」に改め、同条第1項中「の対象となる職員は、次に掲げる職員」を「の類型は、次に掲げるとおり」に改め、同項第1号中「時差勤務を行う必要がある職員」を「行う必要がある時差勤務」に改め、同項第2号中「認められる職員」の次に「が行う時差勤務」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 職業生活と家庭生活とを両立しつつ公務能率の向上を図るために次に掲げる職員が行う時差勤務

ア 中学校就学の始期に達するまでの子（勤務時間規程第7条の2に規定する子をいう。以下同じ。）を養育する職員

イ 勤務時間規程第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員

第3条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「職員は、」の次に「前項第1号に掲げる」を加える。

第4条の見出し中「勤務時間及び休憩時間」を「勤務時間帯及び休憩時間帯」に改め、同条第1項中「勤務時間及び休憩時間」を「勤務時間帯及び休憩時間帯」に改め、「別表」の次に「(育児等時差勤務(前条第1項第3号に掲げる時差勤務をいう。以下同じ。))による勤務区分、勤務時間帯及び休憩時間帯にあつては、同表F勤務の項からJ勤務の項までに限る。)」を加え、同条第2項中「休憩時間」を「休憩時間帯」に改める。

第5条の見出しを「(時差勤務の決定)」に改め、同条第1項を次のように改める。

所属長は、時差勤務の決定（時差勤務を行わせるため勤務時間の割振りを定めることをいう。以下同じ。）

を行うときは、当該時差勤務の日（以下「時差勤務日」という。）の1週間前の日までに、これを行うとともに、対象となる職員に対しその旨を通知しなければならない。ただし、第3条第1項第1号アの業務に従事させようとする場合を除き、当該対象となる職員の同意を得たときは、時差勤務日の前日までに時差勤務の決定をすれば足りる。

第5条第3項中「対して」を削り、「を命ずる」を「（育児等時差勤務を除く。）を行わせる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「命ずる」を「行わせる」に改め、「通常の勤務時間において」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、前項本文の規定により会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）である職員に時差勤務を行わせようとするときは、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

第5条に次の1項を加える。

5 所属長は、第3条第1項第3号ア及びイに掲げる職員に育児等時差勤務を行わせるに当たっては、当該職員の育児又は介護の状況を確認するものとする。

第6条中「を職員に命じた」を「の決定をした」に、「命令」を「決定」に改める。

別表の表中「勤務時間」を「勤務時間帯」に、「休憩時間」を「休憩時間帯」に改め、同表備考中「定める勤務時間」を「定める勤務時間帯」に、「休憩時間」を「休憩時間帯」に改める。

附 則

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

2 改正後の第5条第1項の規定による時差勤務の決定（改正後の第4条第1項に規定する育児等時差勤務に係るものに限る。）は、この規程の施行日前においても行うことができる。

大津市企業局管理規程第24号

大津市下水道排水設備指定工事店規程（平成22年企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第3条第1号中「が1人以上専属」を「を1人以上選任」に改める。

第4条第4号中「専属する責任技術者の名簿」を「責任技術者名簿」に改め、同条第5号中「専属」を「選任」に改め、同条第7号中「の納税証明書」を「に滞納がないことを証する書類」に改める。

第9条第2項第5号中「専属」を「選任」に改める。

様式第1号中「専属責任技術者名簿」を「責任技術者名簿」に、「の納税証明書」を「に滞納がないことを証する書類」に改める。

様式第2号中「専属責任技術者名簿」を「責任技術者名簿」に、「専属する」を「選任する」に、「専属を」を「雇用を」に、「専属の」を「雇用の」に改める。

様式第6号中「専属」を「選任」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年1月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にある改正前の大津市下水道排水設備指定工事店規程の様式により調製した書類は、この規程の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市企業局管理規程第25号

大津市簡易内管施工登録店規程（令和4年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第5条第7号及び様式第1号中「の納税証明書」を「に滞納がないことを証する書類」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年1月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にある改正前の大津市簡易内管施工登録店規程様式第1号により調製した申請書は、

この規程の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市企業局管理規程第26号

大津市指定ガス工事店規程（平成19年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第4条第1項第5号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 市町村税に滞納がある者

第6条第1項第8号中「前年度の市町村税の納税証明書」を「市町村税に滞納がないことを証する書類」に改める。

附 則

この規程は、令和8年1月5日から施行する。